

【修正申告で延滞金を納付書に記載しない場合の納期限の表示方法】

修正申告で延滞金を空欄として納期限を表示するには、以下の設定を行ってください。

- メニュー1001の[納期限と平均貸付割合等の入力]タブの[納期限(原則時)時点の基準割引率及び基準貸付利率(公定歩合)]欄の割合を0%にします。
これにて、申告期限の延長に関する延滞金(損金算入分)は計算されません。

- 同メニューの対象税目の[法人〇〇税の延滞金計算基礎]タブで、[延滞金の入力方法]欄は「自動計算」として、[〇〇税の修正申告書提出期限]欄(※1)の日付を入力します。(それ以外の欄の日付は入力不要です。)(※2)
これにて、当欄の日付が「納期限」欄に表示されて、また、納付遅延に関する延滞金(損金不算入分)は計算されません。(※3)
※1 納付書の申告区分が更正に関する設定の場合は、[〇〇税の更正通知日]欄の日付を入力します。
※2 2行目以降に1行目の設定を複写する方法は以下です。
① 1行目の[延滞金の入力方法]欄は「自動計算」として、[〇〇税の修正申告書提出期限]欄(もしくは[〇〇税の更正通知日]欄)に日付を入力します。
② 2行目を選択して、[F6前行複写]ボタンをクリックします。
③ [前行複写]画面で「すべての項目を、当行以降の明細にすべて複写。」をチェックして、[OK]ボタンをクリックします。
④ 1行目の設定内容が、2行目以降の明細に複写されたことを確認します。
※3 確定申告書提出日や延滞金等納付日などの日付が不足しており、延滞金を計算するための期間が特定できないため、延滞金の計算は行われません。

【修正申告で延滞金を納付書に記載しない場合の納期限の表示方法】

3. メニュー1002や1003で各提出先団体の明細書の詳細画面を表示して、延滞金が計算されていないこと（延滞金の欄は非活性で金額は表示されていないこと）や、[納期限]欄に日付が表示されていることを確認します。

(R04)法人道府県民税・法人事業税及び特別法人事業税(納付書の作成)

ファイル(E)表示(V)ツール(T)ウィンドウ(W)ヘルプ(H)

第12号の2様式

0003：水道橋商事【令和4年度】

1. 法人道府県民税、法人事業税及び特別法人事業税の納付書作成事項を入力してください。1 / 2 明細

本社・本店		都道府県名		130001	東京都		
税目等		申告計算結果		納付額		口座番号	
法人道府県民税	各割額の税額表示区分		☒ 別建表示		☐ 相殺表示		年度
	法人税割額		01	209,000	209,000	事業年度	令和5年度
	均等割額		02			加入者	処理事項
	延滞金		03			管理番号	令和4年4月1日～令和5年3月31日
	計		04	209,000	209,000	申告区分	法人道府県民税
事業税・特別法人事業税	各割額の税額表示区分		☒ 別建表示		☐ 相殺表示		申告区分
	所得割額		05	63,800	63,800	納期限	修正
	付加価値割額		06	136,400	136,400	(フリガナ)	令和5年11月29日
	資本割額		07			課税事務所	
	収入割額		08			指定金融機関名(取りまとめ店)	
	特別法人事業税額		09	140,600	140,600	取りまとめ局	
	計		10	340,800	340,800	♠「法人道府県民税・法人事業税の各割」及び「特別法人事業税」の、「納付額」欄には申告計算結果を表示しています。これらの金額は、申告区分が「その他(見込)」の場合に限り、修正できます。	
	延滞金		11				
	過少申告加算金		12				
	不申告加算金		13				
	重加算金		14				
計		15	340,800	340,800			
合計額		16	549,800	549,800			

♥ 各割額の税額表示区分を入力してください。

F1 前項目

F2 前都道府県

F3 次都道府県

F4 入力終了

F10 処理メニュー

以上